

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務の名称

旅券（パスポート）等輸送業務

## 2 業務の目的

旅券法（昭和26年法律第267号）の規定に基づき宮崎県が行う旅券の発給に関する関係書類（旅券、申請書等。以下「旅券等」という。）の輸送及びこれに関連する金庫保管等の業務

## 3 業務委託期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

## 4 業務の内容

### （1）輸送時の条件

旅券は、日本国政府が発行する外国において日本国民であることを証明する国際的身分証明書であり、旅券が紛失、盗難等に遭った場合は、旅券所持者の個人情報漏洩はもとより、当該旅券が国内はもとより国際犯罪等に悪用される恐れもある。したがって、旅券等は、厳重な警備体制による輸送（以下「警送」という。）が必要であるため、次の条件を付する。

- ①現金輸送車並みの装備を有する車両での警送を行うこと。
- ②旅券等の輸送を行う者（以下「警送員」という。）は、1つの区間において2名以上とすること。
- ③警送員の服装は、公安委員会に届け出た制服であること。
- ④警送員は制帽（ヘルメット）を着装すること。
- ⑤警送員はヘルメット、警戒棒、防弾チョッキを着装し、無線機又は携帯電話を常時携帯すること。
- ⑥警送品の輸送先への遅配は、旅券作成、旅券交付業務に多大な影響を与えるため、警送時の警送員に対して交通途絶時の代替路等についての指示が行えること。
- ⑦盗難等の事故発生時の措置が整備されていること。

具体例：緊急時の110番通報、基地局への緊急通報、怪我人発生の場合の119番通報、顧客への通報、社内上部機関への連絡及び被害を最小限度に抑えるための社内緊急事態発生時対応規定等が整備され、かつ、定期的に警送員に対して訓練等を実施していること。

### （2）旅券等の警送内容

宮崎県庁（本館1階「宮崎パスポートセンター」）と県内6カ所の旅券窓口（都城、延岡、日南、小林、高鍋、日向の各県税・総務事務所。以下「出先窓口」という。）の間を、県庁閉庁日を除く毎日警送する。

#### （内容）

#### ①宮崎パスポートセンターでの業務内容

午前1回（時間は指定するが、防犯上、本仕様書には記載しない。）

前日午後に出先窓口において回収した旅券等を格納した輸送箱（以下「警送品」という。）を宮崎パスポートセンターに警送

午後1回（時間は指定するが、防犯上、本仕様書には記載しない。）

宮崎パスポートセンターにおいて警送品を回収し、各出先窓口へ警送（翌日午後警送完了すること）

#### ②出先窓口での業務内容

午後1回（時間は指定するが、防犯上、本仕様書には記載しない。）

- ア 前日午後に宮崎パスポートセンターで回収した警送品を出先窓口に警送
- イ 出先窓口において警送品を回収し、宮崎パスポートセンターに警送（翌日午前には輸送を完了すること）

③警送品の数量等

警送品の規格及び数量は次のとおり

- ア 警送品の内容：旅券等を収納した鍵付きの輸送箱
- イ 規格：縦約16cm×横約45cm×高さ約33cm
- ウ 数量：出先窓口回収分：出先窓口毎に合計1個  
宮崎パスポートセンター回収分：各出先窓口警送分合計6個

(3) 旅券等の保管

宮崎パスポートセンター及び出先窓口で回収した警送品は、回収日の夜間は受託会社内にある、現金保管のできる金庫において保管すること。

4 損害賠償について

(1) 受託会社は、警送業務中に、警送品に事故が生じ県に損害を与えたときは、次に該当する場合を除き、その損害について賠償の責に任ずるものとする。

- ① 県が警送品の施錠、施錠封印、結束封印ならびに外装異常のないことを確認して、受託会社から警送品の引渡しを受けたとき。
- ② 天災地変・戦争・暴動・政治的または社会的騒乱、その他類似の事変等不可抗力による損害。
- ③ 法令又は公権の発動による業務の差し止め、開装、没収、留置、第三者への引渡し。
- ④ 交通の渋滞又は停滞による遅延損害。

(2) 受託会社が県に賠償する金額は、警送便及び金庫保管については、1車両1億円を限度とする。

(3) 県は、受託会社に対して損害の賠償を請求するときは、その損害額を証明する資料を受託会社に提出するものとする。

5 委託料の支払い

精算払い（毎月払い）

6 その他

(1) 業務の実施にあたっては、国際・経済交流課と十分に連絡を取りながら行うこと。

(2) 本業務仕様書について疑義が生じた場合や定めのない事項については、別途協議する。